

## 砺波市下水道整備基本計画の変更について

### 1 目的

「砺波市下水道整備基本計画」については、今後予想される人口減少や空き家の増加などの社会情勢の変化や財政運営、整備期間の長期化など、現状や今後の諸課題を踏まえ、早期に汚水処理の整備を進めることや、効率的に下水道整備を行うため計画を変更し、公共用水域の水質保全を図る。

### 2 内容

#### (1) 下水道整備計画区域の変更 [参照：砺波市下水道整備基本計画図（変更後）]

効率的に下水道整備を進めるため、家屋間平均距離を65mとして、自治会（区）単位で整備を行い、住宅団地や住宅密集地及び管路ルート等に留意し地域の実情を踏まえ、最適な整備を行う。

[変更後の下水道整備計画区域]

整備箇所：東野尻・鷹栖・林・高波・油田・種田地区の一部

整備戸数：約800戸、事業費：約36億円、事業期間：約12年

#### (2) 合併処理浄化槽による汚水処理への支援

下水道整備計画区域外については、合併処理浄化槽の「設置」に対して今後も支援を行い、新たに「維持管理に対する補助」を設け、汚水処理方法の違いによる不公平感等が生じないように努める。

##### (ア) 設置に対する補助 [継続]

「砺波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、引き続き個人が設置（更新を含む）する整備費用の一部を補助する。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助金額	40万円	50万円	65万円

##### (イ) 維持管理に対する補助 [新設]

個人設置の合併処理浄化槽について、※適正な維持管理が行われるよう新たに維持管理に関する補助制度を設け、維持管理費用の一部を補助する。この維持管理に対する補助は、令和3年4月1日から施行する。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助金額	20,000円	24,000円	31,000円

※ 保守点検・法定検査・くみとり清掃を実施し、検査で「適正」となった場合